

## TOPIC

### 高額療養費制度の改正（70 歳未満の方）

■お医者さんにかかる時、窓口で 3 割負担を支払うことになっています。

■高額療養費制度というのは、この 3 割負担として支払う自己負担限度額を超えると超えた分が払戻される制度です。

■70 歳未満の方の自己負担限度額は、現在 3 区分に分かれていますが、平成 27 年 1 月より 5 区分に細分化されます。旧区分の一般所得者、上位所得者がそれぞれ 2 区分ずつになります。（詳しくは表をご覧ください。）

#### 《平成 26 年 12 月診療分まで》

| 所得区分                                               | 自己負担限度額                             | 多数該当     |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| ①区分A<br>(標準報酬月額 53 万円以上の方)<br>国保 (旧ただし書所得 600 万円超) | 150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1% | 83,400 円 |
| ②区分B<br>(区分Aおよび区分C以外の方)<br>国保 (旧ただし書所得 600 万円以下)   | 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%  | 44,400 円 |
| ③区分C (低所得者)<br>(被保険者が市区町村民税の非課税者等)                 | 35,400 円                            | 24,600 円 |

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額 33 万円を控除した額です。

#### 《平成 27 年 1 月診療分から》

| 所得区分                                                        | 自己負担限度額                             | 多数該当      |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| ① 区分ア<br>(標準報酬月額 83 万円以上の方)<br>国保 (旧ただし書所得 901 万円超)         | 252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% | 140,100 円 |
| ② 区分イ<br>(標準報酬月額 53 万～79 万円の方)<br>国保 (旧ただし書所得 600～901 万円以下) | 167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% | 93,000 円  |
| ③ 区分ウ<br>(標準報酬月額 28 万～50 万円の方)<br>国保 (旧ただし書所得 210～600 万円以下) | 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%  | 44,400 円  |
| ④ 区分エ<br>(標準報酬月額 26 万円以下の方)<br>国保 (旧ただし書所得 210 万円以下)        | 57,600 円                            | 44,400 円  |
| ⑤区分オ (低所得者)<br>(被保険者が市区町村民税の非課税者等)                          | 35,400 円                            | 24,600 円  |

※区分ア または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。（旧「区分A」も同様です。）

■今回の改正は **70 歳未満の方対象**ですので、70 歳以上の方は今まで通りです。

■また、高額療養費は保険医療費が対象となるので、病院の領収書・明細に載っている「**差額ベッド代**」「**食事代**」、保険外の負担分は対象となりません。

■今回の改正では、ポイントは 2 つあります。

①標準報酬月額 **53 万円以上の方は、負担が増えます。**

②標準報酬月額 **26 万円以下で住民税課税の方は、負担が減ります。**

■今回の改正によって、**限度額適用認定証が変わります。**平成 27 年 1 月以降に入院やお医者さんにかかって窓口負担が高額になりそうな方は、新認定証になりますので、ご注意ください。

■高額療養費制度については、世帯合算や、表の中にもある多数該当、高額介護との合算療養費制度と、様々な複雑な制度があります。

疑問な点や不安なことがありましたら、お問い合わせください。

## 大事な お 知 ら せ

### 1. 労働保険料について

労働保険料第 2 期の納付が終了しました。ほとんどの保険料を納付することができました。今回もご協力いただき、誠にありがとうございました。

第 3 期は、また通知が発送されますが **1 月 26 日(月)**となっております。今年度最後ですので、よろしくお願い致します。

### 2. 健康保険・介護保険料率について

賞与の時季になりました。次の料率で保険料を引いてください。健康保険料率は長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。

|         |             |
|---------|-------------|
| (健康保険   | 4. 9 2 5 %) |
| + (介護保険 | 0. 8 6 %)   |
| 健康保険    | 5. 7 8 5 %  |
| 厚生年金    | 8. 7 3 7 %  |

雇用保険 0. 5 % (建設 0. 6 %)

控除については、**千円未満を切り捨て**た賞与総額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の**累計額 5 4 0 万円**、厚生年金は 1 回(同月 2 回以上支給の場合合算で) **1 5 0 万円**です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は **4 0 ～ 6 4 歳**までです。

### 3. 扶養についての新しい届出について

今回扶養について、新たに配偶者(第 3 号被保険者)が次のどちらかに該当した場合「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当届」という届出を出す必要があります。

ただし、協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方のみです。

① 配偶者の収入が、130(180)万円以上になる見込みで**扶養から外れた場合**

② 配偶者(第 2 号被保険者)と**離婚した場合**

(あとがき)

12 月になりました。今年もあと 1 か月足らず。1 年間ホットレターをご愛読いただき、ありがとうございました。

本当はもっとたくさん発行し、いろいろなことをご紹介したかったんですが、来年に持ち越しです。

ご存知の方も多いと思いますが、今年は新しい仲間が増えました。若い力に期待しているところです。

いよいよ寒くなってきました。インフルエンザが早くも流行しているところもあるとか。

健康には十分留意して、良い歳をお迎えください。

私はその前に大仕事控えています。。。。。サンタさんは、大人には来ないんでしょうか？ (キムラ)

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawaka-kei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうし みやさかの  
ひとりごと

あきかみ  
— 歩き神 —



今年もあと1ヵ月。12月は何かと気忙しい  
のに 宮内総理の選挙をやめることにした。

選挙には700億円もかかるという。そんな金  
あったら 他に何回くらいと言いたい。

ところで 私は 子猫の母に  
<sup>あきかみ</sup>  
歩き神と 言われていた。

子猫といえば どこかへ 出かけたばかり 友だち  
と遊ぶに いったいしょうなのです。

母は 農作業に かり出そうとしているのですが  
逃げだしています。

そこで 私のことを ちっとも じと してない  
歩き神に と言いました。

その言葉は 私にとては うしろめたい  
言葉です。

私が あらんち 行きだにかゝるのは その  
歩き神の しわざ でしょうか？

友人に 誘われて 12/2 ~ ベトナムに  
いってきます。 (お休みさせて ください)

諏訪は 冬ですが ベトナムは

また 夏みたいなの 気候らしいです。

観光ですが 目を いっぱい みて  
見聞してきますので ベトナムのことを  
次の ほうに して 書きます。

あたたかい 所へ いくので とて  
たのしみです。

か トランク というのか なくて 小さい  
スーツケースですが 大丈夫かしら？

今さら 買うのも どうかと 思うし  
中身も たくさんでも 困るもの 何も ないし  
これで いくしか (しょうか ないかな  
と 思っています。

トランクが 小さいと おみやげも  
入らないうらいです。

ハハハハ。